

平成30年2月16日

第36回 齋王まつり
『齋王市』出店希望者各位

齋王まつり実行委員会
代 表 森田 均
(公印省略)

第36回 齋王まつり『齋王市』出店のご案内について

日頃は齋王まつりに格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も、齋王まつり時に『齋王市』を開催させていただきます。

つきましては、ご出店いただける事業所・団体様におかれましては、別紙内容を参照の上、下記期日までに別紙出店申込書と露天等出店申込書・同意書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、出店希望者多数の場合には、当委員会にて選考を行う場合があることもあわせてご承知おきください。

記

1. 第36回齋王まつり開催日

平成30年6月2日(土) 齋王市, 前夜祭
6月3日(日) 齋王群行, アトラクション, 齋王市

2. 齋王市出店申込締切日

平成30年3月31日(土) 当日消印有効(FAX可)

3. 齋王市出店者説明会

■ 日 時 平成30年4月18日(水) 午後7時30分～

■ 場 所 いつきのみや交流センター

※説明会は今回1回だけになりますので、必ず出席をお願いします。

4. 齋王市出店申込書及び齋王市要項、露天等出店申込書・同意書

別 紙

<出店申込書送付先・問い合わせ先>

〒515-0321 多気郡明和町大字齋宮2811

齋王市事務局(明和町観光協会内)

TEL 0596-52-0055

FAX 0596-52-0372

第36回 齋王まつり『齋王市』要項

①□出店者を、営利企業及び個人、営利を伴う団体（銀行、ケーブルTVなど当実行委員会が認めた団体）、非営利団体に区分する。（主催者の判断によるものとします。）

②出店希望者は、出店に係る必要経費を、指定期日までに前納して下さい。
また、期日までに入金確認が取れない場合は出店できませんのでご注意下さい。

③出店に係る費用（申込書に記載）

※注 意

- ・出店申込書に正確なコンセント数・ワット数・水道の要不要を必ず記入してください。
当日、現地での追加の対応はできませんので、ご了承願います。
- ・コンセントを持参しての蛇足の配線は厳禁です。（電気容量に限度があります）

④出店の面積は、1事業所・団体『テント（360cm×540cm）2張り』を原則とする。

⑤出店日は『6月2日（土）・3日（日）の両日』か『6月2日（土）のみ』か、『6月3日（日）のみ』を任意に選ぶことができます。※両日の場合は1,000円追加でお願いします。
テントの持ち込みは『6月3日（日）のみ』出店の方で、『テント（360cm×540cm）1張り』に限り可能とします。

⑥搬入・準備・陳列時刻（予定）

6月2日（土）	10:00	～	14:50（準備完了）	15:00（お客様受け入れ）
6月3日（日）	8:00	～	9:50（準備完了）	10:00（お客様受け入れ）

⑦齋王市開催時間

6月2日（土）	15:00	～	21:00
6月3日（日）	10:00	～	15:00

⑧撤収・搬出時刻（予定）

6月2日（土）	21:00	～	21:30（撤収完了）
6月3日（日）	15:30	～	16:30（撤収完了）

（プログラム終了後、事務局の指示にしたがっていただきます。また、プログラムの進行によっては、若干時間がずれる場合も考えられますのでご了承願います。）

⑨車両について

6月2日（土）	14:30	までに	出店者専用駐車場に移動	21:00	まで	移動禁止
6月3日（日）	9:30	までに	出店者専用駐車場に移動	15:30	まで	移動禁止

出店申込書の『⑤通行許可申請車両ナンバー』を必ず記入してください。未記入は通行許可証を発行いたしません。また、申請車両以外は出店者専用駐車場には駐車できませんのでご注意ください。

⑩ごみについて

- ・ 出店者のごみは、各自が責任を持って、持ち帰ってください。処理を怠ると、次年度からの出店を、お断りすることになりますので、ご理解をお願いいたします。
- ・ 汁等の排水については、指定の場所に汁のみを捨ててください。
- ・ ごみの分別収集にご協力をお願いいたします。明和町は、分別収集に力を注いでいます。
- ・ 撤収完了後、ごみ拾い等の会場整備にご協力をお願いします。

⑪火気を使用する方は、机等の扱いに特に留意してください。焦げ・きず等、レンタルした状態から変化している場合は、弁償実費をお支払いいただくこともあります。

なお、「松阪地区広域消防組合火災予防条例」の一部が改正され、多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することが義務付けられました。

⑫営業許可は、各出店者で申請し、許可を得てください。

⑬両日とも、雨天のときは中止をいたします。

中止等の決定は午前7時に当委員会のホームページにてご確認ください。

パソコン・・・<http://saioh.jp> 携帯サイト・・・<http://saioh.jp/i/>

⑭出店に係る費用は、平成30年4月28日(土)までに、下記口座へお振り込みをお願いいたします(請求書は、説明会時にお渡しします)。なお、期日までに入金を確認できない場合は、出店希望を取り下げたと判断し以降の連絡は差し上げませんので、ご注意ください。ご理解をいただきますようお願いいたします。

< 振 込 先 >

■ 金融機関名	百五銀行
■ 支 店 名	斎宮支店
■ 口座種別	普通
■ 口座名義	斎王まつり実行委員会
■ 口座番号	222759

* 恐れ入りますが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

⑮雨天で『斎王市』が中止の場合でも、出店料その他の諸費用は返金しませんのでご了承のほどよろしく申し上げます。

齋王まつり 齋王市開催に係る露店営業に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）及び明和町暴力団排除条例（平成24年明和町条例第20号）に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店等（商品の販売やサービスの提供等を目的として、臨時的に出店するものをいう。以下同じ。）の営業者の自由な経済活動と秩序ある営業活動行為を促進し、もって社会環境の維持と齋王市の健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申し込み)

第2条 齋王まつり 齋王市の会場において露店等を営業しようとする者（以下「出店者」という。）は、齋王まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、露店等出店申込書・同意書（様式第1）を提出し、確認を受けなければならない。

(確認証の交付)

第3条 実行委員会は、露店等を営業することが適当と認めるときは、出店者に対し、出店確認書（様式第2）を交付するものとする。

(出店の拒否)

第4条 実行委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店確認証を発行しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの。
- (4) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を与供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(関係機関への意見聴取)

第5条 実行委員会は、第2条の確認をしようとするときは、第4条各号に掲げる事由の有無について関係機関に意見を聴くことができる。

(出店確認証の掲示等)

第6条 出店者は、実行委員会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して営業を行わなければならない。

また、露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯しなければならない。

(出店者の遵守事項)

第7条 出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺を破損、汚損などしないこと。万が一、破損、汚損などが生じた場合は、原状復旧すること。
- (2) 出店に際して発生したゴミ等については、出店者が持ち帰る者とし、その場に放置しないこと。
- (3) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。

(出店の取り消し)

第8条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1) 出店者、責任者及び使用人が、第4条各号に該当すると判明した場合。
- (2) 提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
- (3) 来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4) 第7条の遵守事項に反した場合。
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第9条

実行委員会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(責任者及び従事者の変更)

第10条 出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該等責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日を実行委員会に届け出なければならない。

附則

この規約は、平成26年2月1日から施行する。